

青森県報

第七百九十一号

令和六年
七月二十四日
(水曜日)

目次

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律による障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地変更の届出……………	(若者定着 還流促進課)	…	一
○ 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の並びに指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………	が 生活 対 策 課	…	一
○ 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の辞退……………	(同)	…	二
公 告			
○ 国土調査の成果の認証……………	(農村整備課)	…	二
○ 建設業者の許可の取消し……………	(東青地 民局)	…	三
○ 右……………	(同)	…	三
○ 右……………	(中 南 地 民 局)	…	三
○ 右……………	(三 八 地 民 局)	…	四
○ 右……………	(西 北 地 民 局)	…	四
○ 右……………	(同)	…	四
○ 右……………	(同)	…	四
○ 右……………	(同)	…	五

告 示

青森県告示第四百十九号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七条第三項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターから事務所の所在地を変更しようとする旨の届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和六年七月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	名 称	住 所	事務所の所在地	変更予定年月日
変更前	社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団	青森市中央三丁目二〇の三〇	東津軽郡平内町大字山口字小沢四四の三	令和六・〇・一
変更後			青森市大字浜館字問瀬八五の一養護老人ホーム安生園二階	

青森県告示第四百二十号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号)第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和六年七月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
定難病指 医		定難病指 医		定難病指 医		定難病指 医		定難病指 医		定難病指 医		の指定医 区分
山名 保則		橋本 安弘		野村 和夫		米内山 真之介		赤坂 健一		木村 麻衣子		氏名
八戸在宅ク リニツク 病院	三沢市立三 沢病院	弘前大学医 学部附属病 院	三沢市立三 沢病院	あじさい皮 膚科	三沢市立三 沢病院	八戸市立市 民病院	八戸市立市 民病院	国民健康保 険五戸総合 病院	十和田市立 中央病院	木村健一糖 尿病・内分 泌科	三沢市茶屋町一 三の九	主として指定難病の診断 を行う医療機関 名称 所在地
三戸郡五戸町字 沢向一七の三	八戸市大字岩泉 町七	三沢市大字三沢 六五	三沢市大字三沢 六五	弘前市大字青山 一丁目一〇の一	三沢市大字三沢 六五	八戸市田向三丁 目一の一	八戸市田向三丁 目一の一	三戸郡五戸町字 沢向一七の三	十和田市西十二 番町一四の八	青森市茶屋町一 三の九	三沢市茶屋町一 三の九	担当する 診療科名
内科		泌尿器科		皮膚科		外科		脳神経外 科		糖尿病内 科	糖尿病内 科	変更 年月日
六・五・一		〃		〃		〃		六・四・一		令和 二・四・一		

青森県告示第四百二十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したため、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和六年七月二十四日

青森県知事 宮下 宗一郎

変更後	変更前
定難病指 医	定難病指 医
富田 高重	富田 高重
医療法人華 峰会 胃腸科 内科 消化器 内科 医	医療法人華 峰会 胃腸科 内科 消化器 内科 医
五所川原市みど り四丁目一二 八	五所川原市みど り四丁目一二 八
内科、呼 吸器、器 科、循環 器内科、 消化器内 科	内科、呼 吸器、器 科、循環 器内科、 消化器内 科
六・六・一	六・六・一

指定医の 区分	氏名	名称 所在地	担当する 診療科名	指定辞退 年月日
医難病指定	李秀載	〃	消化器内科	六・六・一
医難病指定	濱野逸人	〃	泌尿器科	六・五・一
医難病指定	深田祐作	十和田市立 中央病院 十和田市西十二 番町一四の八	麻酔科	令和 六・四・一

公

告

国土調査の成果の認証

むつ市が行った次の地域に係る国土調査の成果について、国土調査法（昭和二十六

年法律第八十号)第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和六年七月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

むつ市中央二丁目的一部、金谷二丁目的一部(二)

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年七月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 大研工業株式会社
- 二 代表者の氏名 洞内麗子
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字駒込字月見野五六の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第四八三六号
- 五 取消年月日 令和六年五月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和六年五月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年七月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 大研工業株式会社
- 二 代表者の氏名 洞内麗子
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字駒込字月見野五六の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(特一三)第四八三六号
- 五 取消年月日 令和六年五月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業及び管工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和六年五月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年七月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 ソウマホーム
- 二 氏名 相馬邦廣
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字松ヶ枝四丁目七の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第一七三九六号
- 五 取消年月日 令和六年六月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和六年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確

認められた。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年七月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社オータ水道
- 二 代表者の氏名 太田竜介
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町字狐森北六五の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第三〇〇五九〇号
- 五 取消年月日 令和六年六月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 防水工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和六年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年七月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 松孝建設株式会社
- 二 代表者の氏名 松橋浩司

- 三 主たる営業所の所在地 つがる市富港町糸柳七の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―四）第一二二八一号
- 五 取消年月日 令和六年六月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 造園工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和六年五月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年七月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 ほくおう株式会社
- 二 代表者の氏名 山谷和照
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市森田町下相野住吉五一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第四〇〇三七三号
- 五 取消年月日 令和六年六月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和六年五月二日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年七月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社アトリエ久光
- 二 代表者の氏名 太田久光
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字水野尾字懸樋四〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第四〇〇〇〇四号
- 五 取消年月日 令和六年六月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭